

営業時間短縮など要請茨城

守谷市・常総市

期間 自 4月29日(木)
至 5月12日(水)

龍ヶ崎市・利根町

期間 自 5月06日(木)
至 5月19日(水)

要請内容

- 不要不急の外出自粛
- 営業時間の短縮要請
 - ◎ 対象業種・・・すべての飲食店
 - ◎ 要請内容・・・午後8時から午前5時までの営業自粛(酒類提供は午後7時まで)
- 会食する場合、同居家族以外は近くにいる4人まで

営業時短の協力金

- 営業期間すべてに協力した飲食店を対象に
- 1日当たり25000円を支給します

営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金・茨城県

関連事業者支援一時金を開始

【概要】

- ◎ 令和3年1月、又は2月の売上が前年(又は前前年)同月と比較して50%以上の減少
県の時短や外出自粛要請で影響のあった事業所
- ◎ 支給額は、一律20万円(複数事業所でも)
- ◎ 時短協力金を受けた事業所は対象外
- ◎ 受付の締切りは5月31日(月)まで

【対象業種】

- ◎ 食料品や酒などの卸業者 食品加工業者
おしぼり・箸などの卸業者 運転代行業
- ◎ ホテル・旅館 バス・タクシー業 理・美容業
クリーニング 冠婚葬祭業 マッサージ店
小売店(雑貨・アパレルショップなど) 整骨 整体 鍼灸院 エステ店など

◎ 6月6日(日)開催予定
茨商連共済会総会も開催します

茨商連第41回定期総会

2014年1月、消費税8%への引上げが4月に控えている最中、国税当局と検察当局は増税に反対する民商に打撃を与えるために、倉敷民商事務局員3人を税理士法と法人税法違反で不当逮捕・起訴しました。

これは倉敷民商の組織破壊を狙った弾圧・冤罪事件であることは間違いありませんでした。「自白」を拒否した3人のうち2人は184日、女性事務局員の禰屋(ねや)さんは、428日間の身柄を拘束されました。日本の刑事事件で裁判所は、黙秘をして「自白」をしない限り、微罪ではあってもなかなか釈放しない習わしです。

当時、民商会員だった建設会社の脱税を手伝ったとする架空の脱税事件ストーリーを利用して検察当局は犯罪に仕立てようと画策。検察は建設会社の社長を丸め込み、禰屋さんを事件の首謀者のように描きだすために検察当局の指図する通りに操りました。

しかしながら、様々な矛盾が裁判で明らかとなり、一番では有罪となったものの二審の広島高裁では岡山地裁に差し戻され現在、審理中です。そして、検察側の描いたストーリーは矛盾が深まるばかりです。

救援署名と茨城での「守る会」の結成に向け準備がすすまられています。

倉敷民商弾圧・冤罪事件
守る会結成へ茨城でも

建設国保の加入は民商へ

- 個人事業で建設業の方が対象です
- 保険料は定額制なので安心です
- 休業5日以上の場合、補償があり
- 医療費が月17500円以上は還付

労災・雇用保険の加入を

- 建設業なら事業主のみでも加入が(大工・左官・管・電気・塗装等)
- 保険料は年3回の分割払い
- 他の組合よりも低い手続き費用

民商共済会はあなたの味方

- ◆ 会員・配偶者は無条件加入
- ◆ 月1000円入院1日3000円
- ◆ 3日以上入院で120日分まで給付
- ◆ 75才で長寿祝金(65未満加入)